

布川事件国賠訴訟高裁判決に対する弁護団声明

本日、東京高等裁判所第20民事部は、1967年（昭和42年）8月28日に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件の犯人として逮捕・起訴され、無期懲役刑が確定して服役したのち再審無罪となった櫻井昌司さんが、国と茨城県に対して損害賠償を求めて提訴した国家賠償請求訴訟について、一審の東京地方裁判所に続いて、国と茨城県の責任を認め、桜井さんに対して一審判決と同水準の賠償を命じる判決を下した。

判決では、警察官が櫻井さん、杉山さんに対して虚偽の事実を告げるなどして強い心理的動揺を与え、虚偽の自白をさせたとして、社会的相当性を逸脱して自白を強要する違法な取調べであったと認めた。

また、判決は、捜査を担当した吉田検察官の取調べについて、同検察官が虚偽の事実を告げて取り調べをしたこと、公開の法廷で杉山さんに対して立証責任が検察官にあることを無視するがごとき高圧的な態度を示していることから、取調べにおいても相当に高圧的であったと推認できるなどとして、社会的相当性を逸脱して自白を強要する違法な取調べであったと認めた。

その上で、本件では自白以外に証拠がなかったから、自白がなければ逮捕・勾留もされず、起訴も有罪判決もなかったとして、再審無罪が確定するまでの櫻井さんの損害の賠償を命じた。

深刻なえん罪を生じさせた関係者が何らの責任も問われないまま免責されてしまうことが多い中で、本件判決が一審に続いて再度茨城県と国の双方の責任を認め、賠償を命じたことは重要な意義を持つ。

茨城県及び国は、上告等を行うことなく、判決に従って責任を認め、櫻井さんに対し真摯に謝罪すべきである。

また、司法関係者がこの判決を真摯に受け止め、二度とえん罪の悲劇を生じさせることのないよう、刑事手続の適正な運用に努めるとともに、取り調べの全面可視化と弁護人の立会い、確定審及び再審請求審を含む証拠の全面開示など、えん罪を生まない刑事司法改革をすみやかに実現することを求める。

2021年8月27日

布川事件国家賠償請求訴訟弁護団